

北九州市自治会への加入及び参加を促進し活性化を推進するための条例

前文

北九州市では、自治会によって温かなふれあいあふれるコミュニティが形成され、地域におけるさまざまな課題を行政の力だけではなく、市民の自主的な取組によって解決してきた。この自治会の活動こそ、北九州市におけるまちづくりの伝統である。

今、少子高齢化社会を迎え、高齢者や子どもの見守り、地域防災や防犯の強化、環境衛生の維持、本市の未来を担う子どもの健全育成等市民全体で取り組まなければ解決できない課題が、なお、山積しており、自治会の役割はますます大きくなっている。

しかし、近年、単身世帯の増加及び若い世代を中心とした人との関わりについての意識の変化等の自治体を取り巻く社会環境の変化から、自治会へ加入する市民や自治会活動へ参加する市民が減少しており、それに伴って自治会の活力も低下しつつある。

この状況に対処するためには、自治会が地域に果たしている役割を再認識した上で、すべての市民が地域の一員としての自覚を持ち自治会活動の輪に加わっていかなければならない。このことは、本市のまちづくりにおける最重要課題である。

ここに、自治会への加入と自治会活動への参加を推進し、自治会を活性化するための施策を総合的に推進するため、「北九州市自治会への加入及び参加を促進し活性化を推進するための条例」を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、自治会が本市のまちづくりに果たす役割の重要性に鑑み、自治会への加入及び自治会活動への参加の促進についての基本理念及び基本となる事項を定めることにより、自治会の活性化を促進し、もって市民が互いに支えあう地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (2) 校区自治連合会 自治会によって小学校区単位等で組織された団体をいう。
- (3) 区自治総連合会 校区自治会によって各行政区単位で組織された団体をいう。
- (4) 事業者 本市に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 集合住宅 マンション、アパートその他の建築物をいう。
- (6) 集合住宅供給事業者 本市で集合住宅の販売及び賃貸を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 自治会への加入及び自治会活動への参加を促進し、自治会の活性化を推進するに当たっては、地域の課題を解決し安全安心で快適な生活環境を実現するためには、すべての市民が自治会に自主的に加入し、かつ、自治会活動に主体的に参加する必要があるとの認識が共有されなければならない。

(自治会の責務)

第4条 自治会は、市民が加入及び参加しやすい開かれた団体となるよう努めるものとする。

- 2 自治会は、その意思決定を行うに当たっては会員が平等に意見を述べる機会を設ける等、民主的な運営に努めるものとする。
- 3 自治会は、その会員に対し祭事や宗教施設等への寄付を強要してはならない。
- 4 自治会は、その事業内容や経理を明確にしなければならない。
- 5 自治会は、市民にその活動に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 自治会は、市民の自治会への加入と自治会活動への参加を促進するよう努めるものとする。
- 7 自治会は、自治会の活動の中心となる人材を育成するよう努めるものとする。
- 8 自治会は、子どもが将来の自治会活動の担い手であることに鑑み、子ども会等の青少年育成組織（以下「子ども会等」という。）を育成し、及び子ども会等の活動を支援する等子どもが地域での活動に積極的に参加できる場を設けるよう努めるものとする。

(校区自治会及び区自治総連合会の責務)

第5条 校区自治会及び区自治総連合会（以下「校区自治会等」という。）は、自治会がこの条例の責務を果たすについて、必要な支援を行うものとする。

- 2 校区自治会等は、自治会の活動の中心となる人材を育成するよう努めるものとする。
- 3 校区自治会等は、その意思決定を行うに当たっては構成団体が平等に意見を述べる機会を設ける等、民主的な運営に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、個人またはその世帯ごとに自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。

- 2 市民は、個人またはその世帯ごとに自らが居住する地域の自治会の活動に要する費用を負担するよう努めるものとする。
- 3 市民は、自治会の活動に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。
- 4 市民は、自治会に加入していない市民に対し自治会への加入及び自治会活動への参加を促すよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、自らが事業を営む地域の自治会に加入するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自らが事業を営む地域の自治会の活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。
  - 3 事業者は、市内に居住する従業員が自治会に加入するよう努めるものとする。

(集合住宅供給事業者の責務)

- 第8条 集合住宅供給事業者は、自らが販売しようとする集合住宅に入居を希望するもの及び管理する集合住宅に居住しているもの（以下「居住者」という。）に対し、自治会に関する情報を提供し、居住者の自治会への加入又は自治会の結成を促進するよう努めるものとする。
- 2 集合住宅供給事業者は、当該集合住宅が所在する自治会から求められた場合には、居住者の名簿等当該自治会への加入の勧誘に必要な情報を居住者の同意を得た上で当該自治会に提供するよう努めるものとする。

(市の責務)

- 第9条 市は、自治会、校区自治会等、市民、事業者及び集合住宅供給事業者がこの条例の責務を果たすについて、必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、前項の支援を行うに当たっては、支援の対象となる者の意見を十分に聴くものとする。
  - 3 市は、自治会に対し、自治会の主体性及び自立性を損なうような業務の委託並びに費用の負担及び労務の提供を求めてはならない。
  - 4 市は、自治会への加入及び自治会活動への参加についての啓発を行うよう努めるものとする。

(学校設置者の責務)

- 第10条 学校設置者は、学校教育において、自治会がまちづくりにおいて果たしている役割の重要性について児童、生徒及び学生に理解させるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第11条 市は、自治会の活動の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

- 第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。